

2022年8月16日

ご契約者各位

公益社団法人日本複製権センター

理事長 川瀬 真

第13回著作物複製実態調査ご協力のお願い

謹啓

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

私共公益社団法人日本複製権センターは、文化庁長官の登録を受け、「著作権等管理事業者」として複写権等の集中管理を行っております。著作物複写（及び電磁的複製）利用許諾契約をご締結いただいたている皆様のご理解とご協力のお陰をもちまして、今までその事業を円滑に進めて来られたものと、深く感謝申し上げます。

さて、皆様にお支払いいただく著作物の複写及び電磁的複製に係る利用許諾使用料は、「著作物複製実態調査」の結果に基づき権利者に分配を行っておりますが、今般、第13回目となる実態調査を下記要領にて実施する運びとなりました。

つきましては、日常業務ご多端のところ誠に恐縮に存じますが、上記「著作物複写利用許諾契約」第5条（複写（及び電磁的複製）実態調査）の規定をご高承の上、本調査へのご協力をお願い申し上げます。

前回の実態調査は2017年度に実施致しましたが、コロナ禍の影響により実施を延期せざるを得ない状況が続いておりました。現在もコロナ禍の影響は継続しておりますが、この期間を利用し、調査実施方法の再検討や調査期間の短縮を図るといったご協力いただく皆様にとってより簡便になるような調整を続けて参りましたので、ご協力賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

敬白

記

1. 調査の目的：当センターが受領した複写使用料を権利者に分配するための基礎資料の作成

【注】・個別データの守秘義務を厳守いたします。

・今回の調査結果は、現行契約における使用料額に影響を及ぼすことはありません。

2. 調査の対象：当センターが管理する書籍、雑誌、新聞、学会誌等の著作物からの複写

【注】外国の著作物は複写実態調査の対象から除外させていただきますが、当センターの管理著作物かどうかが不明の場合は、調査対象に含めていただいて結構です。

3. 調査の実施：別紙「著作物複写実態調査要領」によりお願い致します。（タブレットによる撮影方式）

なお、同封しています「第13回著作物複製実態調査要領」は、JRRCホームページの以下のURLに掲載されていますので、必要に応じダウンロードの上ご活用ください。

ダウンロードURL：<http://www.jrrc.or.jp/chousa/>

以上

【問合先】 調査の趣旨等 公益社団法人日本複製権センター 実態調査担当

〒105-0002

東京都港区愛宕1-3-4 愛宕東洋ビル7F

Tel:03-6809-1281 e-mail:chousa@jrrc.or.jp

調査の実施方法 株式会社日本能率協会総合研究所 松永、野山

〒100-0003

東京都港区芝公園3-1-22 日本能率協会ビル5F

Tel:03-3578-7576 e-mail:p_policy@jmar.co.jp

調査とりまとめご担当（窓口）の皆様へ

これまでの実態調査におきましては、本調査では「他部署への調査依頼することが困難」との声が多く伺っております。

弊センターでは、調査取りまとめご担当者様が他部署への調査協力依頼が円滑になされるよう、できるかぎりの支援を行わせていただく所存です。弊センターの対応が必要な点がございましたら、遠慮なくお申し付けください。

貴ご参考までに、別紙のとおり、調査にご協力いただける他部署の皆様宛のご依頼文書を作成いたしましたので、必要に応じご活用いただければ幸いです。

なおこれらのファイルも、JRRC ホームページの以下の URL に掲載されていますので、必要に応じご活用ください。

<http://www.jrrc.or.jp/chousa/>

2022年8月16日

ご契約者調査協力部門 各位

公益社団法人日本複製権センター
事務局次長 林 宏之

第13回著作物複製実態調査ご協力のお願い

謹啓

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。私共公益社団法人日本複製権センターは、文化庁長官の登録を受け、「著作権等管理事業者」として複写権等の集中管理を行っております。

さて、皆様にお支払いいただく著作物の複写及び電磁的複製に係る利用許諾使用料は、「著作物複製実態調査」の結果に基づき権利者に分配を行っておりますが、今般、第13回目となる実態調査を下記要領にて実施する運びとなりました。

前回の実態調査は2017年度に実施致しましたが、コロナ禍の影響により実施を延期せざるを得ない状況が続いておりました。現在もコロナ禍の影響は継続しておりますが、この期間を利用し、調査実施方法の再検討や調査期間の短縮を図るといった、ご協力いただく皆様にとってより簡便になるような調整を続けて参りましたので、ご協力賜りますよう、お願ひ申し上げます。

なお、ご契約者いただいております企業・団体の皆様に複製の実態調査を依頼するという手法は日本のみならず、欧米をはじめとする各国においても契約約款にて実施を定めて類似の調査が定期的に実施されており、権利者の使用料を分配する基礎データとして活用されております。

著作権のひとつである複製権につき、その使用料を適切に徴収・分配することは、国際的にも益々重要となってきている知的財産権の保護に直結するものとなりますので、お手数ではございますが、ご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。

敬白

記

1. 調査の目的：当センターが受領した複写使用料を権利者に分配するための基礎資料の作成
【注】・個別データの守秘義務を厳守いたします。
・今回の調査結果が、現行契約における使用料額に影響を及ぼすことはありません。

2. 調査の対象：当センターが管理する書籍、雑誌、新聞、学会誌等の著作物からの複写

【注】外国の著作物は複写実態調査の対象から除外させていただきますが、当センターの管理著作物かどうかが不明の場合は、調査対象に含めていただいて結構です。

3. 調査の実施：別紙「著作物複写実態調査要領」によりお願い致します。（タブレットによる撮影と複写部数などの情報の簡易な入力方式）

なお、同封しています「第13回著作物複製実態調査要領」は、JRRCホームページの以下のURLに掲載されていますので、必要に応じダウンロードの上ご活用ください。

ダウンロード URL : <http://www.jrrc.or.jp/chousa/>

4. 実施の根拠

著作物複写利用許諾契約第5条（複写（及び電磁的複製）実態調査）

「乙は甲の要請に応じて、甲の実施する著作者等への使用料分配のための複写（及び電磁的複製）実態調査に協力するものとする。」

以上

【問合先】 調査の趣旨等 公益社団法人日本複製権センター 実態調査担当

Tel:03-6809-1281 e-mail:chousa@jrcc.or.jp

調査の実施方法 株式会社日本能率協会総合研究所 松永、野山

Tel:03-3578-7576 e-mail:p_policy@jmar.co.jp